

# 赤平市移住・定住促進制度

赤平市では人口が1万2千人を下回り、人口の減少と少子高齢化が深刻化しています。

そこで、平成26年4月1日より、若者が赤平で安心して暮らすための「民間賃貸住宅家賃助成」と民間賃貸住宅の建設促進と住環境の整備を図る「民間賃貸住宅建設助成」「民間賃貸住宅リフォーム助成」を一体的に行い、赤平市の移住・定住を促進します。

受付は平成24年4月1日より随時受付します。まずは事前にご問合せください。

## 新婚世帯・市外にお住いの皆さんへ

申込み・問合せ 企画調整係 ☎32-1834



### 民間賃貸住宅家賃助成

●市内の民間賃貸住宅に移り住む若者転入者及び新婚世帯に対し、家賃の一部を助成

1カ月3万円を上限に「まごころ商品券」で助成

60カ月間助成（5カ年）

#### ■ 助成対象者

- (1)若者転入世帯…市外から赤平市へ転入し民間住宅に住んだ世帯
    - ①夫婦のいずれか一方の年齢が40歳未満の世帯
    - ②世帯主が40歳未満である世帯
  - (2)新婚世帯…結婚し民間賃貸住宅に住んだ世帯
    - ①夫婦のいずれか一方の年齢が40歳未満の世帯
- ※国家公務員又は地方公務員の方は対象外です。

#### ■ 助成住宅

- 賃貸を目的に居住用に建てられた、1棟2戸以上の民間賃貸住宅。ただし次に掲げる住宅は対象とはなりません。
- ①市営、道営等公的賃貸住宅
  - ②社宅、官舎、寮等の給与住宅
  - ③一戸建て住宅
  - ④3親等以内の親族が所有する住宅

※今年度につきましては、就労等による転入の場合、平成26年3月1日以降の入居も対象となります。

## アパート経営の皆さんへ

申込み・問合せ 建設課建築係 ☎32-1844

### 民間賃貸住宅建設助成

●市内に民間賃貸住宅を建設する市内の個人及び法人に対して費用の一部を助成



1戸あたり80万円を限度

### 民間賃貸住宅リフォーム助成

●市内に民間住宅を所有する個人及び法人に対して市内の民間賃貸住宅の改修費用の一部を助成



1戸あたりの改修工事費の3分の1に相当する額とし、10万円を限度

⊗ 国・道・他の団体等から重複する助成金の交付を受けている方は対象外 ⊗

#### ■ 助成対象工事

- ・戸建て2戸以上または1棟あたり4戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅
- ・各戸に玄関、水洗便所、浴室、台所および給湯設備が設置されているもの
- ・市内の事業所が施工する工事

#### ■ 助成対象工事

- ・民間賃貸住宅(戸建て2戸以上または1棟あたり4戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅)の居住性の向上を図るための修繕、模様替えなどを行う工事で、市内の事業所(個人事業者含む)が施行する工事